

「住宅における地震被害軽減に関する指針」の概要

1. 目的・経緯

大規模地震災害から尊い人命を守るためにには住宅等の耐震化を進めることが急務であるが、住宅の耐震化については、所有者の耐震化への意識の低さや改修費用の高さなどからなかなか進まないのが現状。

このため、平成15年10月に検討委員会を設置し、住宅の耐震化を中心とした幅広い地震被害軽減の方策を検討し、「住宅における地震被害軽減に関する指針」をとりまとめた。

2. 指針の概要

(1) 住まいの状況の把握（第2章）

1) 耐震診断を実施する（p.4、p.18）

- ・居住者は、耐震診断により住宅の耐震性を把握する。
- ・行政は、住宅の耐震化に関する技術的な情報、地盤情報の提供、診断方法の普及を図るための広報等によるPRの実施、相談窓口の設置などの支援を行う。

2) 住まいにおける危険を把握する（p.4、p.23）

- ・居住者は、耐震診断による住宅の耐震性を把握するとともに、大型家具の位置、住宅の間取りから危険となる部屋を把握する。

(2) 住宅の耐震性の確保（第3章）

1) 耐震改修等を実施する（p.5、p.25）

耐震改修計画・設計の作成（p.5、p.27）

- ・居住者は、耐震診断結果に基づき、耐震改修計画・設計を建築士等に依頼し、改修補強の効果を理解する。
- ・行政は、耐震改修計画・設計の重要性のPR、相談窓口の設置、技術者の育成を行うとともに、計画・設計の評価方法を構築する。

耐震改修工事の実施 (p.5、p.28)

- ・居住者は、耐震改修計画・設計に基づき耐震改修工事を実施する。
- ・行政は、耐震改修の施工に関わる専門家の育成、改修工法の評価方法を構築するとともに、アドバイザーの育成に努める。

2) 耐震性を維持・向上する (p.5、p.32)

- ・居住者は、定期的な点検等を行い、適切に維持管理・補強を行う。
- ・行政は、維持管理・補強の重要性について P R を実施する。

(3) 居住空間の安全の確保 (第 4 章)

1) 住宅の倒壊による圧死を回避する対策を講じる (p.6、p.33)

- ・居住者は、避難用のシェルターや耐震ベッド等の安全な空間を確保し、倒壊等による圧死の回避に努める。
- ・生産関係者は、比較的簡易に身を守ることができる製品を開発・普及する。
- ・行政は、これらの安全性を評価する。

2) 危険な物から身をまもる (p.6、p.36)

- ・居住者は、家具の転倒・落下防止、ガラスの飛散防止等の対策を行う。家具の固定ができない場合は、震災時に被害を受けないよう家具の配置等を工夫する。
- ・生産関係者は、大型家具の固定が可能なよう対策を実施する。
- ・行政は、大型家具の転倒防止対策の必要性を P R し、業界団体へ取組みを促していく。さらに、推進するための支援方策を検討する。

(4) 住宅からの避難、救助における対応（第5章）

1) 住宅からの避難 (p.7、p.42)

- ・居住者は、予め震災時の対応等を家庭内で確認し、震災時に住宅から安全に脱出できるよう準備を行う。
- ・居住者は、耐震ベッド等を導入している場合には、これらに避難し、周囲の安全性を確認した後に住宅から避難する。また、自分の居場所を知らせる機器を持ち、救助されやすくする。
- ・行政は、自主防災組織等と連携しながら安全に避難したことの確認するための工夫、災害時要援護者の支援について検討する。

2) 震災時における住宅からの救助 (p.7、p.46)

- ・地域の自主防災組織は、予め地域内の住宅の耐震性能、災害時要援護者の居住の状況等を把握し、迅速な救助に努める。
- ・行政は、自主防災組織等による救助が円滑に進むような支援などについて検討する。

(5) 総合的な住宅における地震被害軽減方策の展開（第6章）

(p.7、p.49)

- ・地方公共団体は、建築士・生産関係者、居住者とともに地震被害軽減の方策を検討し、地域防災計画に位置づける。
- ・地域コミュニティ、地方公共団体、民間事業者等は連携を図り、ネットワークを形成して総合的な推進体制をつくっていく。
- ・地方公共団体は、リスクコミュニケーションを行う。

3 . 検討成果の活用方法

検討成果の指針を公表し、地方公共団体における住宅の耐震化施策に役立てるとともに、指針の内容をパンフレット等によりPR。住宅の居住者が行う耐震改修や住宅の耐震性能に対応した予防対策等の推進に資する。